

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から郵送されますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日以降に今年はいじめて国民年金保険料を納付された方には、来年2月上旬に郵送されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された方は、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに郵送された控除証明書を添付し、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のことは、岐阜南年金事務所へおたずねください。

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民お一人お一人に高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としています。

この機会に、ご自身の年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計を考えてみませんか。年金相談は、随時受け付けています。

- 相談場所 岐阜南年金事務所(岐阜市市橋2-1-15)
- 相談日時 平日(月～金曜日)午前8時30分～午後5時15分

※「時間延長」や「週末相談」も実施しています。

詳しくは、問合先にご確認ください。

【問合先】岐阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署 秋季全国火災予防運動(暖房器具の取り扱い)

11月9日から11月15日までの7日間は秋季全国火災予防運動週間です。この運動は、空気が乾燥し火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に実施されるものです。

11月に入り徐々に寒さも厳しくなり、そろそろこたつやストーブなどの暖房器具の準備をするところではないでしょうか。

暖房器具は部屋を暖かくし、寒い冬には必要不可欠なものです。しかしその反面、火災を引き起こす一つの要因ともなります。

暖房器具を使用する際は、細心の注意をはらい、次のことに気をつけましょう。

- 1. 暖房器具の近くに燃えやすいものを置かない。**
ストーブの上で衣服を乾かしたり、ストーブをカーテンや布団の近くで使ったりしない。
- 2. スプレー缶などを暖房器具のそばに置かない。**
スプレー缶に熱があたると缶が爆発する可能性があり、とても危険です。
- 3. 寝るときや外出するときは必ず火を消す。**
ストーブやヒーターなどはスイッチを切るだけでなく、必ずコンセントを抜きましょう。何かにつかり誤ってスイッチが入ってしまうことがあります。
- 4. 石油ストーブの場合、給油は必ず火を消してから行い、タンクからの油もれに気をつける。**
- 5. 暖房中、特に燃料が灯油やガスの場合は1時間に1～2回は必ず窓をあけて換気をする。**
暖房器具を使用する際は正しい知識を持ち、火災を未然に防ぎ快適に冬を過ごしましょう。

